

## 物品購入・業務委託等入札参加資格審査申請要領 兼 小規模修繕（建物）業者登録資格審査申請要領

2019・2020年度において、桜井市が発注する物品の購入及び業務委託等（水道事業関係含む。建設工事、測量及び建設コンサルタント業務等を除く）の競争入札（見積り）に参加するための資格審査を申請される方は、下記のとおり関係書類をご提出ください。

2019年度分の小規模修繕（建物）の業者登録も併せて行っています。

※小規模修繕（建物）とは50万円未満の簡易な建物修繕を指し、市内業者のみの登録となります。

### 1. 留意事項

(1) 資格審査申請書及び添付書類に不備のあるものは受理できません。

内容審査を受付時に行いますので、申請内容を説明できる方がお越し頂くようお願いいたします。

(2) 書類審査の結果、資格者は入札参加資格者名簿または小規模修繕（建物）業者名簿に登録されますが、登録業種によっては期間中に全く入札・発注がない場合もあります。

また、資格者に直ちに発注があるというものではありませんので、ご留意願います。

(3) この申請時に登録した営業種目については随時の変更はできません。

なお、年度での変更は可能ですが翌年に再度申請書の提出をお願いします。

(4) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。

### 2. 競争入札参加者の資格

次の(1)から(7)のいずれかに該当する場合は、入札参加資格審査申請書及び小規模修繕（建物）業者登録資格審査申請書を受理することができません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の欠格規定に該当する者（P6参照）

(2) 入札参加資格または業者登録を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者

(3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(4) 資格審査の申請日において、1年以上続く営業期間を有しない者

(5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(6) 資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

(7) 暴力団に関与のない旨の誓約ができない者

### 3. 登録有効期間

市外業者・・・2年間（2019年4月1日から2021年3月31日まで）

市内業者・・・1年間（2019年4月1日から2020年3月31日まで）※

※市内業者については追加登録となる為、有効期間は上記の通りとなります。

### 4. 受付期間

2019年2月1日（金）から2019年2月21日（木）まで（郵送不可）

平日 午前9時～正午・午後1時～4時（土曜日・日曜日・祝日は受付いたしません。）

### 5. 受付場所

奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の 1

桜井市役所 出納課 電話 0744-42-9111（内線 511,512）

6. 提出書類（クリップ留めで提出してください）

番号	書類の名称	法人	個人	記載要領並びに書類の説明
1	物品購入・業務委託等入札参加資格審査申請書兼小規模修繕(建物)業者登録資格審査申請書 第1号様式	○	○	取引希望種目欄は別表一覧表より選択し(A01~R01からは5種目以内)、記入のこと。
2	営業実績調書 第2号様式	○	○	代理店・特約店調べに記入された場合は、メーカーの証明書(写し可)を添付のこと。
3	誓約書 第3号様式	○	○	競争入札参加者及び業者登録の欠格要件に該当しない旨の誓約
4	使用印鑑届 第4号様式	○	○	桜井市との取引に際し、使用する印鑑を押印のこと。
5	委任状 第5号様式	△	△	桜井市との取引を代理人(支店長・営業所長等)に委任させる場合。
6	営業許可等一覧表・資格者経歴書 第6号様式	△	△	営業に関し、許可・認可等の必要な業者(提出の際は、免許・許可証等の写しを添付)
7	口座振込依頼書 第7号様式	○	○	必要事項をもれなく記載のこと。
8	物品購入・業務委託等入札参加資格審査申請書兼小規模修繕(建物)業者登録資格審査申請受領書 第8号様式	○	○	住所・代表者氏名を記入のこと。
9	印鑑(登録)証明書(複写可)	○	○	法人…法務局 個人…市町村長
10	登記事項全部証明書(複写可) 【小規模修繕のみ登録の場合下記書類でも可】 建設業許可通知または建設業許可証明書(複写可)	○	△	登記事項全部証明書(商業登記簿謄本)(複写可)…法務局、建設業許可通知または建設業許可証明書…都道府県庁または地方整備局
11	納税証明書 (複写可)	市内業者	法人	【市税】法人市民税・固定資産税の滞納がない証明書 【国税】法人税・消費税及地方消費税に未納がない証明書(その3の3又はその3)
			個人	【市税】市県民税・固定資産税・国民健康保険税の滞納がない証明書 【国税】申告所得税及復興特別所得税・消費税及地方消費税に未納がない証明書(その3の2又はその3)
		市外業者	法人	【国税】法人税・消費税及地方消費税に未納がない証明書(その3の3)
			個人	【国税】申告所得税及復興特別所得税・消費税及地方消費税に未納がない証明書(その3の2)
12	カタログ・定価表等	△	△	(必須ではありません)

- (注) 1. ○印は、各業者とも必ず提出するもの。 △印は、必要な業者のみ提出するもの。
2. 各証明書は発行日から3ヶ月以内のもの(建設業許可通知または建設業許可証明書は有効期間内のもの)を提出のこと。複写可。【滞納がない証明書】取得の際の注意】納付日または口座引落日から市の収納に反映するまで10日前後かかる場合があります。
3. 提出後の修正は認め難いので、十分精査のうえ提出してください。
4. 書類を訂正する場合がありますので、実印及び使用印鑑を持参してください。持参不可能な場合は、予め各様式に捨印(実印又は使用印鑑代表者印)を押印していただいても結構です。
5. 11番の市県民税については、非課税の場合は非課税証明書を提出のこと。
6. 申請書又は添付書類の記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を所定の変更届(第9号様式等)により届出してください。

## 営業種目一覧表 (①物品購入・業務委託等)

分類番号		品目(参考例)		
A	印刷 図書 (※注1)	01	一般印刷	パンフレット、ポスター、カレンダー、封筒・罫紙、各種帳票
		02	フォーム印刷	電算用フォーム伝票、連続伝票、コンピュータ用入出力帳票
		03	複写・特殊印刷	青写真、マイクロフィルム、シール・ラベル・磁気カード作成
		04	地図・航空写真	地図製作、航空写真
		05	(欠番)	(欠番)
		06	その他	書籍マイクロ化ソフト、パソコン用地図ソフト
B	事務用品 事務機器	01	文房具	一般文具、用紙類、ファイル、額縁、封筒
		02	コンピュータ及び関係部品	コンピュータ、周辺機器、コンピュータ用品(CD・リサイクルトナー等)、各種ソフト
		03	事務用スチール製品・機器	事務用机・椅子、ロッカー、コピー機、印刷機、シュレッダー
		04	印章・ゴム印	印鑑、ゴム印、印章、日付印
		05	選挙用品	投票箱、記載台、投票用紙自動交付機
		06	その他	文書保存箱、レセプト保存箱、認証機、押印機、封入封緘機
C	家具 室内装飾	01	家具	応接セット、ダンス、ベッド、カウンター、図書館用家具
		02	室内装飾用品	カーテン、カーペット、ブラインド、畳、どん帳、暗幕、ふすま
		03	その他	組立式物置、倉庫
D	教材 体育用品	01	保育・学校教材	一般教材、副読本、実験実習器具、玩具、手芸用材料
		02	体育・遊具用品	運動器具、各種スポーツ用品、ブランコ、鉄棒
		03	その他	人工芝・グラウンド用石灰、美術工芸、絵画
E	日用品	01	荒物・雑貨	日用品全般、掃除用具、洗剤・石鹼、タオル、ごみ袋、トイレトペーパー
		02	食器・漆器・陶磁器	調理用器具、食器、お碗類、皿
		03	ギフト用品	記念品、贈答用小物・商品(配送含む)
		04	茶器・花器	茶華道具、花瓶、急須、湯呑み
		05	その他	プラスチックコンテナ、ごみ集積箱
F	衣料品	01	寝具	布団、毛布、シーツ、枕、リネン類
		02	被服・縫製(消防を除く)	作業服、防寒服、帽子、白衣、学童用・幼児用制服
		03	靴・鞆・ゴム・皮革類	作業靴、安全靴、鞆、軍手、特殊手袋、雨合羽
		04	テント・シート	テント、シート
		05	その他	作業保安用品、腕章
G	薬品 医療	01	医薬品	各種医薬品、殺虫剤、消毒薬、ガーゼ、脱脂綿
		02	工業薬品	活性炭、苛性ソーダ、消石灰、凍結防止剤、試薬、PAC、次亜塩素酸ナトリウム
		03	医療機材	医療用機械器具全般、磁気・電気治療器、コルセット
		04	福祉・介護用品	車いす、義肢・義足、紙おむつ、補聴器、杖
		05	その他	防疫防除剤、農薬、落書き除去剤、貼紙除去剤
H	広告	01	看板・掲示板	選挙用看板、広告塔看板、懸垂幕、横断幕、掲示板
		02	標識	道路標識、誘導標識、案内板、カーブミラー
		03	記章・旗・カップ	バッジ、トロフィー、盾、カップ、旗、ペナント
		04	その他	会場設営用装飾品

分類番号			品目(参考例)	
I	電 信 機 器	01	一般電化製品	家庭用電化製品、照明器具、電池、エアコン、空気清浄機
		02	通信機器	FAX、固定・携帯・無線電話機、放送設備機器、遠方監視設備(テレメーター)
		03	視聴覚機器	映写機、スライド、OHP、液晶プロジェクター
		04	その他(事務機器を除く)	無停電電源装置、業務用空調設備、高圧受変電設備、監視カメラ
J	精 密 機 器	01	光学機器・カメラ・写真材料	カメラ、ネガフィルム及び焼付・現像、望遠鏡、顕微鏡
		02	楽器・CD・DVD	各種楽器類、音楽用ソフト(CD・ビデオテープ・DVD)、鼓笛セット
		03	時計・メガネ	施設の時計、窓口用老眼鏡
		04	ミシン・編機	ミシン・編機
		05	試験・測定機器	化学分析・環境測定・測量・水質測定機器、実験器具
		06	その他	トラックスケール等計量システム 等
K	機 械 器 具 原 材 料	01	建設・農林畜産機器	土木建築機器全般、農耕機械器具全般、精米機
		02	厨房機器	調理台、流し台、業務用冷蔵庫、超音波洗浄機、給食用コンテナ
		03	L P G機器	ガスレンジ、ガス器具、風呂釜
		04	工作機器・工具	金属加工・木工用機械器具、各種工具、日曜大工用具、釘・針金類
		05	水処理機器	水処理装置全般、浄水器、ポンプ、量水器、電磁流量計 水位計、汚泥脱水機用ろ布 等
		06	廃棄物処理機器	清掃施設内機器、空き缶処理機、生ごみ処理機
		07	舞台機器	ホール音響照明設備、ホール放送設備
		08	住宅設備機器	住宅設備機器全般、浴槽、便器、自動ドア、建具、ガラス
		09	工事用原材料等	土木建築用資材全般、レミファルト、塗料・シンナー
		10	鳥獣被害関連器具	鳥獣用駆除機材、鳥獣用侵入防止柵
		11	上水道用資材(※注2)	量水器・制水弁等ボックス、管・弁・栓・継手類、ろ過砂等
		12	その他	券売機、両替機、駐車場機器、洗車機 等
L	車 輛	01	一般自動車	軽自動車、普通(貨物)自動車、マイクロバス
		02	特殊自動車(消防を除く)	塵芥収集車、清掃ダンプ、介護車、ホイールローダ
		03	自転車・バイク	(原動機付)自転車、自動二輪
		04	車輛用品	タイヤ、バッテリー、各種部品
		05	車輛修理・点検	車検、修理、钣金、点検
		06	その他	車輛用フィルムマーキング、重量物運搬台車
M	燃 料	01	石油類	ガソリン、軽油、灯油、重油、混合油
		02	気体燃料	L P ガス、都市ガス、高圧ガス、酸素
		03	その他	オイル・オイルエレメント、クーラント
N	農 水 産	01	植木・花・園芸用品	植木、鉢花、種苗、園芸資材・肥料
		02	(欠番)	(欠番)
		03	その他	米穀(学校給食関連を除く)
O	消 防 災	01	消防車輛・修理点検	消防自動車全般、救急車、修理及び点検
		02	消防用機器・機材	消防ポンプ、消防用ホース、避難救助器具、火災報知機
		03	消防用被服・靴	消防職員用制服、消防用特殊服、安全靴、防毒マスク
		04	防災・安全用品	消火器、非常食・保存食、ヘルメット、避難所用発電機

分類番号		品目(参考例)	
P	貸貸業務	01	建設用機械器具 建設用機器・重機全般
		02	イベント関係 仮設トイレ、音響・照明・映像機材、テント、幕、くす球
		03	事務機器 電話機、ファクシミリ、コピー機、印唎機、郵便料金計器
		04	OA機器、ソフト コンピュータ及び周辺機器、ソフトウェア
		05	車輛 レンタカー、自転車
		06	福祉・介護用品 ベッド、車いす、エアマット、おむつ
		07	消耗品 白衣、カーテン、清掃用具、寝具類、植木、書籍
		08	その他 プレハブ、チャイルドシート、医療機器、節水器
Q	委託業務	01	総合建物管理 「建築物環境衛生総合管理業・ねずみ昆虫等防除業・警備業」の許認可がすべて備わっていない場合は登録できません。 総合建物管理(清掃業務・設備運転業務・警備受付業務等)
		02	警備・機械警備 施設警備、ビル警備、イベント警備、機械警備
		03	建物清掃 建物内各所の清掃、敷地内除草、遺品整理
		04	貯水槽・浄化槽清掃 貯水槽清掃、浄化槽清掃、高架水槽清掃、配水池清掃
		05	保守点検・設備管理 エレベーター、ボイラー、電気、公園遊具、消防設備、空調、下水道等の保守及び各種設備管理、プラント施設修理
		06	自家用電気工作物保安管理 自家用電気工作物の保安管理、高圧受変電設備保守点検
		07	調査検査測定 室内環境測定、大気検査、水質検査、騒音調査、漏水調査
		08	害虫ねずみ駆除 害虫・ねずみ駆除
		09	廃棄物収集・運搬(※注3) 一般・産業廃棄物・医療廃棄物収集、運搬、処分(資源物買取含む)
		10	広告・イベント等 広告の企画、デザイン、イベントの企画・会場設営・運営
		11	電算業務 ソフト開発・システム保守、データ作成、データパンチ・インターネット業務
		12	事務・サービス レセプト点検業務、福祉介護サービス、輸送業務、行政評価、速記、翻訳、各種研修、航空写真撮影、マイクロフィルム作成、各種調査・計画策定業務(但し、測量・建設コンサルタント業務等を除く)、広報紙配送、旅行業
		13	その他(※注4) 人材派遣業、徴収滞納整理業務、倉庫・保管業、森林整備事業(立木伐採含む)ほか、 上記1～12以外の委託業務
R	その他	01	その他 保険業ほか、A～Q以外の種目に属するもの

※注1 Aの“印刷図書”項目を選択した場合は、必ず第2号様式の⑤「製造機械等の保有量」にご記入ください。外注される場合は外注であることを明記した上、外注先の製造機械についてご記入ください。印刷は地方自治体での受注実績がない場合、入札の案内をしないことがあります。

※注2 上水道に関する登録は、平成27年度分から桜井市出納課で市と併せて行います。  
登録項目が不明な場合は、事前に桜井市上下水道部水道施設課にお問い合わせください。

※注3 「Q09 廃棄物収集・運搬」の項目で「資源物買取業務」の登録をする場合は第1号様式に“資源物買取”と記載し、“取扱品目(古紙・カン・ビン・金属など)”についても記載してください。  
また、カン・金属の買取の場合は、第6号様式に以下のいずれか(奈良県の廃棄物再生事業者登録証明書(金属)・奈良県の金属くず業許可証・奈良県の金属くず行商届出済証)の許認可を記載の上、許認可の写しを添付してください。

※注4 「Q13 その他」で「森林整備事業(立木伐採含む)」を登録する場合、別途農林課が定めた要領を満たしている必要があります。申請前に農林課にご確認ください。

## 営業種目一覧表 (②小規模修繕 (建物))

「小規模修繕(建物)」は 50 万円未満の内容が簡易な建物修繕です。配電機器・給排水管・ボイラー・エレベーター・自動ドア・フェンス等の機器・設備類の修繕は対象ではありません。※市内業者のみ登録可(注 5)

分類番号		品目(参考例)	
い	小規模修繕 (建物)	01	大工修繕 大工修繕
		02	左官修繕 左官修繕、モルタル修繕、吹き付け修繕 等
		03	電気修繕 送配電配線修繕、構内電気配線修繕 等
		04	防水修繕 アスファルト・モルタル・シート等防水修繕 等
		05	内装修繕 インテリア修繕、天井・壁張修繕、内装間仕切り変更、床・畳・ふすま張替 等
		06	ガラス・建具修繕 ガラス加工取付修繕、建具・サッシ・カーテンウォール・シャッター・錠鍵修繕 等
		07	その他修繕(※注6) その他の修繕 (詳細を記入してください)

※注 5 業者登録をされてもその後の確認で発注課が求める要件(緊急時の対応など)を満たせない場合は、業務の依頼を行えないことがあります。

※注 6 「い-07 その他修繕」について…品目に記載された内容は「参考資料」として取り扱います。品目に記載いただいても、その内容の修繕を優先的にご案内するものではありません。

### 【参 考】 地方自治法施行令 (抄)

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。